



小規模事業者への支援拡充

- 小規模事業者は、資力に乏しい一方で、差別化されたひとつの商品・サービスで市場を勝ち取っている場合も多く、こうした場合には、不良品の排出等で経営が急変すると、再び元の状態に戻るためには長期を要するといったリスクも抱えている。
- このため、金融機関にとっては、事業性評価融資や、その後の適切な期中管理をしていたとしても、十分な資金供給を行っていくのが実態となっている。
- こうした実態を踏まえ、今般、小規模事業者向けの100%保証の限度額を、現行の1250万円から2000万円まで拡充する。

	特別小口保険に係る保証	小口零細企業保証
対象者	従業員20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下） ※普通保険等、他種保険関係が成立している者を除く（併存禁止要件） ※保証委託申込日以前に1年以上、同一地域内で同一業種を行っていること（居住要件） ※保証委託申込日以前の1年間において納期が到来した所得税等を完納していること（納税要件）	従業員20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下）
保証限度額	現在 1250万円  平成30年4月1日より 2000万円	現在 1250万円  平成30年4月1日より 2000万円
保証割合	100%保証	100%保証
保証料率 (保険料率)	各協会所定の料率 (0.4%)	各協会所定の料率 (0.25~1.69%)
てん補率	80%	80% ※ただし、普通保険の場合70%
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・原則第三者保証人は非徴求